

港湾荷役業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	14～ 15	被災者は玉掛作業者兼合図者として従事していた。100トンクレーンで吊られたH形鋼（高さ25cm、幅12.5cm、長さ10m、重さ290kg）10本を船内に積み込む際に、H形鋼の端を掴んで積み位置の調整をしていたが、吊荷の状態であったH形鋼とH形鋼の隙間に右手人差し指が入っていることに気付かず、着床した際にその隙間が閉じたため、挟んで負傷した。	35～ 29	10
1	11～ 12	コンテナヤード内でアレンジャーの作業を行っていた被災者は、引き取り車両のトレーラーが、誤って本船で使用している本船トレーラーの走行レーンに進入してからCレーン（被災場所）に進入したため、トレーラーの運転手に注意する目的でCレーンに入り、注意していた時に走行してきたトランスファークレーン（RTG）に接触して被災した。	47～ 49	30
2	11～12	合金配合作業場において、設備に日常点検を開始した。コンベア周りを点検中、ヘッド部周辺で異音があったので覗き込んだ際に無意識に安全カバーを右手（皮手袋着用）で掴んでしまった為、駆動チェーン部に巻き込まれ、負傷した。	21～ 99	50
3	10～11	被災者は、事業場内でエンジンプローア修理のため、約5cmのプラスチック部品に穴を開ける作業に従事していた。卓上ボール盤（ドリル）の刃を上げた状態で、部品を手に持ち手で調整しながら穴開け作業を行っていた際、両手に軍手をしていたため、右指先がドリルの刃に触れ軍手が巻き込まれ、右手人差し指を第一関節まで負傷した。	42～ 9	1～
		埠頭内にて資材の片付け作業中、鋼製山留材の下に角材を3箇所敷いていたが、山留材をフォークリフトで持ち上げた際に真中1箇所の角材が山留材に食い込んでい		30

5	13～ 14	た為、地面に降ろして剥ぎ取ろうとマストを急降下させたところ、角材片付け中の作業員の右手人差し指が角材と鋼製山留材の間に挟まれた。被災者がいた場所はフォークリフトの死角になっていた上、目視・声掛け確認を怠った為に事故が発生した。	61	～ 49
6	13～ 14	被災者は、昼頃トイレへ行くためから揚炭機②から降りた。運転室から降りた被災者は、運転交換時間が昼過ぎであるため、運転交替前に各部交換を行いながら、揚炭機内コンベヤ開口部においてV型クリーナーの確認をしようとして、コンベヤに巻き込まれたと推測される。交替者は交替時間になって被災者が戻らないため、引き続きPS吊り運転操作を行いながら、無線機呼出を数回したが、応答がなかった。PS吊り運転操作終了後も携帯電話、無線機、機内電話で呼び出すも応答がなく、揚炭機①が揚炭機②内を搜索したところ、機内コンベヤで被災者を発見した。昼過ぎの搬送系停止後の呼び出し応答がなかったことから、それ以前に被災したものと推測される。	33	30 ～ 49
6	14～ 15	ガントリークレーンのエレベーターの定期点検を実施しようとケージ上に昇り、ラックギヤのオイル塗布作業を開始した。手動操作にて上昇作業中、不用意に右足をエレベーター上部の手すりの外に出していたため、エレベーター2階乗り込み口の踊り場鉄枠に、右足首を挟み負傷した。	25	10 ～ 29
6	11～ 12	セルガイドを台船に積み込んでいた際、材木を片付け、次に積むセルガイドのセンサーを確認するためセルガイドの上を移動していたところ、右足が間にはまり込んで抜けなくなったため、フォークで隙間を広げて抜け出せた。	42	30 ～ 49
7	6～7	標記1階荷捌場にてリーチリフト（1.5トン）を後進にて走行中速度を出し過ぎておりブレーキをかけようとしたがペダルがニュートラル状態であったために制動が効かず10番バースに接触しそうになり、無意識に左足を後方へ出してしまい壁とリフト間で挟み負傷したものである。	24	30 ～ 49
7	9～10	上屋にて建機（エスカレーター）の玉掛け作業に従事していた。被災者はエスカレーター運転席の後方に上がり、ブームの足伸部分に18mm×12mのワイヤーを1本使って玉掛けを行おうとしていた。ワイヤーが長きたるんでおり、又エスカレーターを吊る際に使用するあてを入れる箇所も狭かったのでワイヤーが張るまで	27	100 ～

		の間、あてがしっかり入っているかを注視していた所、左手薬指の先端を挟み負傷する。（原因）・荷物を吊りあげることだけに集中していたことによる注意不足 ・ワイヤーを張る直前まで握っていた		299
9	16～17	倉庫でバン詰め作業終了後、作業員がコンテナを閉めようとしたが、閉まらなかった為、クランプリフトでコンテナのドアハンドルを押して閉めようとした。その際、被災者が左手でドアハンドルを持ってクランプで押し、ドアハンドルをフックに掛けようとした時、クランプがずれて、左手親指がはさまれ負傷した。	68	10～29
9	17～18	3号上屋北側のコンテナ貨物荷捌き場内にて、貨物入り12フィートコンテナのドアを閉めようとしたところ左側のドアに歪みが生じ、閉まらない為フォークリフトを使用し爪先でコンテナを持ち上げ左側のドアの歪みを直し作業員2名で閉め、次に右側のドアを閉めようとしたところ右側のドアにも歪みが生じた為、コンテナを降ろさなければ閉まないと判断したフォークリフトオペレーターが右側のドアを閉めようとしている被災者の右足のつま先がコンテナの下に入っているのに気付かず、コンテナを降ろす操作をした為右足のつま先がコンテナと路面との間に挟まれ被災したものです。事故の原因はフォークリフトオペレーターが、被災者に対して降ろして良いのか声掛け確認又は退避を促す指示等の安全確認を怠ったことによる。	17	30～49
10	15～16	被災者はコンテナターミナル内でトランステナーを使用して40' コンテナ（幅広コンテナ）をトレーラー積みする作業に、位置合わせの要員として合図者を含む5名で従事していた。位置合わせ後、シャーシーにコンテナを下ろす時、コンテナのキャスティングに右手をかけていたため、コンテナとシャーシーの隙間に指を挟み負傷した。	26	10～29
12	16～17	倉庫にて、トレーラーにフォークリフトで積込み作業を行っていた際、右側の積み込みが終了してトレーラーのあおりを閉めようとした際、トレーラーの中柱とあおりに親指を挟み損傷した。	35	30～49

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html